

# 「令和5年度次世代の活動の担い手育成事業」企画運営業務 仕様書

## 1 業務名

「令和5年度次世代の活動の担い手育成事業」企画運営業務

## 2 目的

地域のまちづくり活動の担い手を発掘・育成するため、将来のまちづくりの主役である小・中学生、高校生及び大学生などの若者に対して、世代に応じた効果的な啓発・体験により、まちづくり活動への意識醸成を図り、将来の地域まちづくり活動の担い手育成につなげることを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）までとする。

## 4 業務内容

本業務の企画内容は、以下(1)～(5)に掲げる項目を満たしたものである。

詳細な事業内容は、企画提案の結果によって、札幌市と受託者で協議し、調整するものとする。また、受託者は決定した事業内容に基づく運営等の業務全般を行い、それに係る連絡調整及び一切の費用の支払いを行うこととする。

また、(1)～(5)に掲げる項目については、本業務目的を達成するために相互に連絡し、効果的に実施すること。

### (1) 小学生対象の取組

#### ア 目的

令和3年度に当課で制作したまちづくりについて学ぶための「まちづくりビンゴ」（別添1参照）等を、小学校などで活用し、小学生に楽しくまちづくり活動を学んでもらうことを目的とする。

#### イ 小学校での活用について

##### (ア) 企画立案

札幌市内の小学生を対象に「まちづくりビンゴ」等を活用し、まちづくり活動について学ぶ機会を運営すること。なお、企画内容や会場の設営等については、事前に札幌市及び小学校の担当者と協議の上、決定すること。

また、参加する小学生が地域のまちづくりにより関心を持ち、自宅における保護者との話し合いにつなげるための工夫など、「まちづくりビンゴ」等を効果的に進めるための提案を行うこと。

##### (イ) 実施場所について

札幌市内の小学校10か所程度にて、授業の一環として実施すること。

実施する小学校については、札幌市が選定するものとし、日程や詳細については後日、札幌市及び小学校の担当者と受託者が協議し決定するので対応すること。

(ウ) 当日の運営

「まちづくりビンゴ」の活用方法やファシリテーターの派遣人数については、事前に札幌市と協議すること。

実施時間については、1時限(45分)程度とすること。

(エ) 備品等の準備及び調達

運営に必要な備品等の一切について調達すること。

(2) 中学生対象の取組

ア 目的

中学生を対象として、まちづくり活動の周知及び参加促進を行うことを目的とする。また、この取組を通じて、参加した中学生だけでなく、その保護者や地域住民等にもまちづくり活動への理解を深めることを目的とする。

イ 業務内容

(ア) 企画立案

札幌市内中学生を対象に、意見交換会等のまちづくり活動を考える機会を2事業程度企画運営すること。さらに、この事業に参加していない中学生や地域住民などにもまちづくり活動への関心を高めるきっかけとなるような工夫をすること。

(イ) 実施場所

対象学校や実施場所については、受託者が手配するものとし、日程や詳細については、札幌市と十分協議すること。

(ウ) 参加者の募集

参加者の募集については、効果的な方法を提案することとし、受託者は必要な広報を行うこと。なお、参加者の申込受付は、原則、受託者が行うこととする。

(3) 高校生対象の取組

ア 目的

札幌市立高等学校特活部長連絡協議会と協力し、札幌市立高等学校における地域ボランティア活動等への参加を通じて、高校生がまちづくり活動への関心と積極性を育むことを目的とする。

イ 業務内容

(ア) 企画立案

札幌市立高等学校8校にて高校生の参加者を募集し、各校1回ずつ(1時間半程度)ボランティア活動への参加をコーディネートすること。

また、ボランティア活動への参加のみではなく、まちづくり活動への意識醸成のきっかけとなるよう工夫すること。

実施時期や場所、高校生の参加や周知等については、札幌市立高等学校と協力する必要があることから、審査会での契約候補者選定後、受託者との契約前に調整する予定である。その結果次第では、提案と異なる契約締結となる場合があることに留意して提案に参加すること。

(イ) 参加者の募集

参加者の募集に協力してもらうことを高校側と調整予定である。このため、参加者の募集にあたっては、必要に応じて周知物を作成するものとする。

(4) 大学生などの若者対象の取組

ア 目的

まちづくり活動を実施している学生団体等と連携し、活動を支援していくと共に、その活動の発表の場を創出することにより、普段まちづくり活動に興味が無い若者などへもまちづくりへの参加を促すことを目的とする。

イ 札幌市まちづくり若者実行委員会の設立について

(ア) 企画立案

若者のまちづくり活動への参加を促進するため、大学生などの若者で構成する札幌市まちづくり若者実行委員会(以下、「実行委員会」と称する)を設立すること。なお、実行委員の募集にあたっては、受託者が必要な広報を行うこととし、募集方法や委員が積極的に意見交換するための支援方法について提案すること。

(イ) 事務局

受託者は事務局として実行委員会の活動を以下のように支援すること。

実行委員会が行う意見交換の場所の提供、意見交換の資料作成・司会・とりまとめ、イベントや講座等を企画立案する際の実行委員会への助言、実行委員会を構成するメンバーへの連絡調整、実行委員会やイベントを実施する際に必要な一切の経費の支払い、札幌市やその他団体等と実行委員会の間の連絡調整など、実行委員会の運営が円滑になされるようコーディネートすること。

(ウ) 任命式及び終了式

任命式と終了式の企画運営と連絡調整を行うこと。

ウ 地域まちづくりに関するイベント

実行委員会が企画運営する地域まちづくりに関するイベントを年2事業程度実施すること。イベントや講座等の企画運営に必要な回数、実行委員会を各6回程度開催すること。なお、出席者に交通費相当としてクオカード500円分等の支給(当日含む)を想定しており、本費用についても受託者が負担すること。

(ア) 実行委員会企画イベント

参加者の募集にあたっては、イベントの周知物を作成することとし、対象に応じて、施設や団体へ周知を行うとともに必要な広報に努めること。

(イ) 集大成イベント

令和5年度の本事業の集大成と位置付け、小・中学生、高校生、大学生などの若者対象の事業を全て関連させ実施すること。また、前述の実行委員会を中心に、より多くの若者がイベントに関わり、若者のまちづくり活動への関心を高めること。

来場者がまちづくり活動を身近に感じられるよう工夫することとし、イベントの周知物を作成することとし、必要な広報に努めること。

イベント会場については、より多くの方が参加できるような場所を検討し確保すること。(なお、地下歩行空間を提案する場合は、契約後、札幌市が会場の予約を行う。地下歩行空間の予約は6か月前の1日からであるため留意すること。)

(5) アンケート

上述の4(1)から(4)で実施する業務については、それぞれアンケートを実施し、集計及び分析を行うこと。

## 5 報告書の作成

(1) 事業報告書

本業務の実施結果について業務報告書にとりまとめ1部を提出すること。作成した報告書及び当日の支援で作成した冊子等の原稿データは、Windows10に対応したWord文書等で、事後にテキスト修正が可能な状態のデータをCD又はDVDに保存し併せて納品すること。

※ 原稿データに関してはイラストレーター等の作画ソフトでの納品も可能とするが、使用するバージョン等については協議して進めること。

(2) 個人情報取扱状況報告書(別添2)

毎月終了後に個人情報取扱状況の報告を別添2の様式にて1部提出すること。

## 6 留意事項

(1) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏洩しないこと。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。

(2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利

侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- (3) 受託者は、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を、成果物の納入、検査合格後、直ちに札幌市に無償で譲渡するものとする。

札幌市は、著作権法第 20 条(同一性保持権)第 2 項に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。

- (4) 受託者は、本業務の成果物の著作者人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (5) 成果物及び資料等について、著作権等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (6) 成果物及び資料等について、著作権、肖像権等の権利関係を整理し、札幌市が同様の目的のためにそれらを使用することを妨げないようにすること。
- (7) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (8) 受託者は、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (9) 企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容等は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。

## 7 その他

- (1) 業務の履行に当たっては、運営体制や担当者等の氏名など、事前に札幌市に報告すること。(様式は問わない。)
- (2) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合や仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

## 8 本件に係る問い合わせ先

札幌市役所 市民文化局 市民自治推進室

市民自治推進課 日向

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話：011-211-2253 F A X：011-218-5156

## (別記) 個人情報取扱注意事項

### 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、**「札幌市情報セキュリティポリシー」**等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

- 第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
  - 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
  - 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
  - 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
  - 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

- 第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
  - 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業員に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録され

た資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。



- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
  - 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。



# 「まちづくり」ってなに？



「まちづくり」とはみんなが住みやすい暮らしができるようにする取り組みのことです。

## 「まちづくり」って難しそうだけど…

みんなが自分たちの住むまちを、「もっとこうなってほしいな」、「ここをこう直したい」と気づいたり考えたりすることから「まちづくり」は始まります。

みんなが住む札幌をよりよいまちにするためには、多くの人が「まちづくり」に参加することが大切です。

## たとえば、こんなこと！！

### 町内の清掃やごみの分別に協力しよう！

みんなのまちで行われるごみを拾う活動に参加してみよう！普段から家でごみの分別や、ごみステーションへのごみの出し方に注意するのも「まちづくり」。



### 緑や花を増やす運動に参加しよう！

みんなのまちで行われる、木や花を植える活動に参加して、自然を増やしてみよう！みんなが住みたいと思えるようにするのも「まちづくり」。



### 機会があれば子育てサロンなどで小さい子どもとふれあおう！

みんなのまちの児童会館などで開かれる、赤ちゃんや小さい子どもとの交流会に参加しよう！いろんな年齢のお友達とお話をしてみるのも「まちづくり」。



### ルールを守って自分の住むまちを大切にしよう！

交通ルールを守ることや、何かが起きたときのために防災について確認をしよう！安心・安全なまちを自指すことも「まちづくり」。



## まちづくりで頑張りたいことを書こう

まちづくりのために \_\_\_\_\_ を頑張ります！

～ お家の人とまちづくりで話したことを書こう ～

## 保護者のみなさまへ

本日は、札幌市の「次世代の活動の担い手育成事業」の一環として、「まちづくり」について小学生のみなさんにも知ってもらおうと、「まちづくりピンゴ」を実施いたしました。

子どもたちがよく知っている遊びの中にまちづくりを取り入れることによって、「まちづくり」について少しでも興味を持っていただければと考えています。保護者のみなさまにおかれましても、本日実施した「まちづくりピンゴ」のポイントの計算やまちづくりで頑張りたいことを一緒に振り返っていただき、家族で「まちづくり」についてお話をするきっかけにいただければと思います。「まちづくり」と聞くと、何をすれば良いのか一見難しく感じてしまいがちですが、地域を見渡すと多くの「まちづくり」活動があります。ぜひたくさんの方の「まちづくり」を改めて見つけてみてください。

これから子どもたちが育っていく札幌市のまちに「にこにこ・わくわく・びかびか」をより一層増やしていくためにどんなことができるか、お子様と一緒に考えていただけると幸いです。

主催 札幌市市民文化局市民自治推進課  
事業受託者 (公財) さっぽろ青少年女性活動協会

# ふかえ 振り返りをしよう



まちづくりビンゴは楽しかったかな？ポイントを数えてみよう！

## ポイントの数え方



ビンゴになったところのポイント（にこにこ、わくわく、ぴかぴか）を数えよう！  
 ビンゴになっていないところは残念だけど数えられないよ！  
 同じところは2回数えないように気を付けてね！

にこにこ  ポイント

わくわく  ポイント

ぴかぴか  ポイント

このポイントが一番多かった  
 あなたは、安心して暮らせるまちづくりを  
 目指す優しい心の持ち主だね！

このポイントが一番多かった  
 あなたは、楽しいまちづくりを  
 目指すいろんなアイデアの持ち主だね！

このポイントが一番多かった  
 あなたは、きれいなまちづくりを  
 目指すルールを守る強い正義感の持ち主だね！

まちづくりについてわかってもらえたかな？  
 みんなが住む札幌市をもっと良くするためには多くの人たちの協力が  
 必要です。これからも「にこにこ、わくわく、ぴかぴか」の気持ちを  
 忘れずに、身近にできるたくさんのまちづくり活動に取り組み  
 てください。

# まちづくりビンゴをしよう



まちづくりビンゴで楽しくまちづくりを知ろう！

## 必要なもの



まずは、ビンゴカードをきれいに切って  
 次のページのビンゴカードシートに自由に並べて貼り付けよう！



## ルール

- ① 進行役がランダムにカードを選んでカードを見せるよ！
- ② そのカードの右上の四角にシールを貼ろう！  
 ・シールは3色あるよ！どのシールを貼るかは下にある説明を見て選んでね！  
 ・シールは1つ1ポイントだよ！クイズカードは正解したらもう1つシールを貼れるよ！  
 好きな色のシールを貼ろう！
- ③ ビンゴになったらその列のポイントがもらえるよ！

にこにこ ……みんなが安心して暮らせる活動や取り組み

わくわく ……楽しい、わくわくする活動や取り組み

ぴかぴか ……きれいになる、エコになる活動や取り組み



# まちづくりビンゴカード




ノーマルカード

ボランティア活動をしてみたよ



ノーマルカード

夏祭りの盆踊りに参加したよ



ノーマルカード

町内会の花壇の水やりに参加したよ



ノーマルカード

リサイクル運動に参加したよ



ノーマルカード

交通安全の見守りをしてきているご近所さんがいたよ



クイズカード

札幌市内には『区』がいくつある？

- ① 5
- ② 10
- ③ 15

クイズカード

札幌市内には『何人』の人が住んでいる？

- ① 2万人くらい
- ② 20万人くらい
- ③ 200万人くらい

クイズカード

『燃やせるごみ』は、どんな袋でゴミステーションに出す？

- ① 黄色のごみ袋
- ② 透明のごみ袋
- ③ いいにおいがするごみ袋

クイズカード

札幌市内には『町内会』がいくつある？

- ① 22くらい
- ② 220くらい
- ③ 2200くらい

クイズカード

札幌市を拠点としているスポーツチームはどれ？

- ① レバンガ
- ② ソフトバンクホークス
- ③ ガンバ

クイズカード

札幌市のシンボルとして有名な建物は何？

- ① スカイツリー
- ② 時計台
- ③ エッフェル塔

イベントカード

友達がごみをポイ捨てしたよ

ごみを拾う ↑ 注意する

イベントカード

歩道の花壇に町内会で花を植えるらしいよ

花を植える ↑ 友達と参加する

イベントカード

お祭りで何をしようか町内会の人困ってるよ

やってみたいことを伝える ↑ 親に相談する

イベントカード

ご近所さんの元気がなさそうだよ

声をかける ↑ プレゼントを作る

イベントカード

大雪で近所のおばあちゃんの住む家が困っているよ

雪かきをする ↑ 代わりに買い物に行く

# まちづくりビンゴ プレイングマニュアル

まちづくりビンゴとは、町内会・自治会が取り組んでいるような地域まちづくりについて学ぶことができるビンゴ形式のゲームです。コロナ対策のため、令和2年度に「MaG(まちづくりゲーム)」を参考にビンゴ形式のゲームを制作し、令和3年度にブラッシュアップし「まちづくりビンゴ」が完成しました。

## 1 用意するもの

A まちづくりビンゴ冊子(4ページ) ※A2サイズ、両面カラー、短辺綴じ



B ビンゴカード ※A2サイズ、片面カラー

C のり、赤えんぴつ、消しゴム



D 丸シール(赤・青・緑、各10枚ずつ程度)



## 2 事前準備

ビンゴカードを一枚ずつ切り、まちづくりビンゴ冊子内のビンゴシートのページに貼る必要があります。

貼る場所は、参加者に自由に選んでもらいます。

※小学校等で実施する場合、時間に限りがあるため、事前に一式を送付し、切り貼りしておいて頂く必要があります。

## 3 事前説明

「まちづくりビンゴ」の冊子に沿って順に説明していきます。ビンゴに入る前には、まずは「まちづくりって何？」をテーマに、清掃活動やごみの分別、緑化活動、子育てサロン、交通安全の見守り等もまちづくり活動の一部であることを説明します。

## 4 まちづくりビンゴの遊び方

### A 遊び方

※「まちづくりビンゴ」は、4×4、計16コマのビンゴゲームです。

①ファシリテーターがビンゴカードをランダムに引き、示します。

②参加者は自分のビンゴシートからそのカードを見つけ、右上の四角マスに赤・青・緑のいずれかのシールを貼ります。  
それぞれのシールの色には意味は以下のとおりです。



みんなが安心して暮らせる活動や取り組み



楽しい、わくわくする活動や取り組み



きれいになる、エコになる活動や取り組み

貼るシールは参加者の自由です。

このカードだから、「青」だよね。といったような誘導はしないよう注意しましょう。

③ファシリテーターは参加者が全員1列はビンゴになるまでカードを引きましょう。

④ビンゴ終了後、ポイントの計算をしてもらいます。

ビンゴになった列の赤・青・緑シールをそれぞれ数えてビンゴ冊子の振り返りページに記載します。

一番多かったシールの色によって、参加者が目指すまちづくりがどんなものなのか以下のように示します。



このポイントが一番多かったあなたは、安心できるまちづくりを目指す優しい心の持ち主だね！



このポイントが一番多かったあなたは、楽しいまちづくりを目指すいろんなアイデアの持ち主だね！



このポイントが一番多かったあなたは、きれいなまちづくりを目指すルールを守る強い正義感の持ち主だね！

※参加者同士のポイント数を競わせるものではありません。

⑤最後に、自宅で保護者等と今後自分が頑張るまちづくりについてお話をしてみるよう呼び掛けましょう。



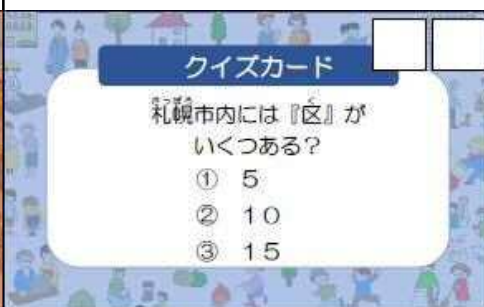
## B ビンゴカードについて

ビンゴカードには、ノーマルカード、クイズカード、イベントカードの三種類があり、それぞれ進行方法とポイントの加算方法に違いがあります。

### a ノーマルカード (全5種)



### b クイズカード(全6種)



### c イベントカード(全5種)



#### 【主旨】

ノーマルカードは、地域のまちづくり活動を紹介しているカードです。

クイズカードは、札幌市についてクイズが記載されているカードです。

イベントカードは、地域の問題を示し自分ならどのように行動するか考えるカードです。

#### 【進行方法】

参加者に対し、「参加したことがあるか?」「活動を知っているか?」というような呼びかけをします。  
進行に指定はありませんが、参加者の興味・関心を引くような進行を要します。

クイズを出題し、正解だと思う番号に○を付けてもらいます。  
正解した場合はシールを2つ、不正解の場合はシールを1つ貼るよう指示します。

カードに記載されている問題を提起し、自分ならどうするかを2択から選び、○を付けてもらいます。  
正解・不正解はありませんので、参加者の自由選択となります。